

粗大ごみ処理券・し尿処理券の取り扱いを終了しました▼ミートショップかわい（若葉町4-25-1）（ごみ対策課）

責任と愛情をもって終生飼いましょう

9月20日～26日 動物愛護週間

環境対策課・内線2243



不妊・去勢手術

繁殖を望まない場合は実施しましょう。性質がおとなしくなったり、病気の予防にもなります。

猫の飼育は屋内で

上下運動ができるように家具の工夫をし、専用のトイレ、つめとぎなどを用意しましょう。

迷子の防止

飼い主が分かるように犬には鑑札、猫やその他の動物には名札などをつけましょう。

犬の散歩はルールを守って

犬の散歩をするときは、リードでつながしましょう。オシッコはすぐに水で流し、フンは家まで持ち帰りましょう。また、狂犬病の予防接種を必ず受けさせましょう。

災害に備えて

避難する場合は、事情の許す限り動物を同行してください。動物のための防災用品（5日分以上の食事と水など）も用意しましょう。

飼い主のいない猫対策にご理解、ご協力を

市は、ガイドラインを定め、野良猫が増えないように不妊・去勢手術をして地域で適正に管理する「地域猫活動」を推進しています。無責任なエサやりはやめましょう。

ペットと飼い主のための防災講座

災害時にペットがストレスなく過ごせる備えを学びます
 市内在住・在勤の方 時 9月15日(土)午後2時～4時 場 総合福祉センター視聴覚室
 ペット防災チーム・福島正人さん 定 35人(申込順) 申 9月14日(金)までに電話、または住所、氏名、電話番号、ペットの種類を書いてファクス、Eメールで、立川市社会福祉協議会地域づくり係 ☎(540)0200 ☎(529)8714
 E:dai1chiku@tachikawa-shakyo.jp

どうぶつ愛護フェスティバル「知っていますか?動物愛護管理法」

●屋内行事(パネルディスカッションなど) 申込方法等くわしくは「平成30年度動物愛護週間中央行事どうぶつ愛護フェスティバル」のホームページをご覧ください 時 9月15日(土)午後1時～5時30分 場 台東区生涯学習センターミレニアムホール(台東区西浅草3-25-16) 定 300人(申込順)
 ●屋外行事(セレモニー、スタンプラリー、パネル展示、トークショーなど) 直接会場へ 時 9月22日(土)午前11時～午後4時 場 上野恩賜公園内(不忍池周辺)
 環境保健局健康安全部環境保健衛生課 ☎03(5320)4412

資源とごみの臨時相談窓口

資源とごみに関する疑問や質問にお答えします。8月から配信している「ごみ分別アプリ」の紹介や、ごみ減量グッズの配布も。直接会場へ。
 時 9月15日(土)・16日(日)・18日(火)、午前9時～午後4時 場 窓口サービスセンター多目的スペース(立川タクロス1階)
 環境対策課・内線6748

生ごみからできたたい肥を有効活用

市は、大山自治会と協働で取り組んでいる「生ごみ分別・資源化事業」でできたたい肥を、市内の小・中学校や保育園に配布し、野菜づくりなどに有効活用しています。今年度は小・中学校6校、保育園1園にたい肥を配布し、元気に育った夏野菜が収穫期を迎えています。



生ごみの水切りを

暑い時期の生ごみは水切りをしないと、悪臭を発生してしまいます。できるだけ水がからまない場所に置きましょ。生ごみの約70%は水分といわれています。ごみ出し前のひと絞りが、燃や



びん・缶、ペットボトルの出し方

●びん・缶の出し方 かごやバケツなどの容器(紙製の容器以外)に直接入れて出してください。集合住宅では所有者等が容器の用意をお願いします。



●ペットボトルの出し方 ①キャップを外す②ラベルを剥がす③中をすすぐ④横につぶす⑤ペットボトルの収集日に45cmまでの透明か半透明の袋に入れて出す。なお、縦につぶしたもののや工作などで切ったもの、汚れたものはリサイクルできないので、燃やせないごみとして出してください。



家庭ごみ指定収集袋の減免申請臨時窓口を開設

環境対策課・内線6751

市は、次の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。平成30年度分(11月～平成31年10月)の減免申請臨時窓口を開設します。対象となる世帯の方には、原則として申請と同時に袋を交付します。代理の方の申請も可能です。複数の要件を満たしても、重複して交付することはできません。

なお、昨年度申請し、今年度も減免対象となる可能性のある世帯には10月上旬に申請書を発送します。

●臨時窓口 時 右下表の通り 場 市役所1階101会議室

●減免対象となる世帯 ▶生活保護法による生活保護を受けている▶中国残留邦人等支援法の支給を受けている▶児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している▶高齢福祉年金*を受給している▶身体障害者手帳1級・2級の方がいて、世帯全員が市民税非課税▶愛の手帳1度・2度の方がいて、世帯全員が市民税非課税▶精神障害者手帳1級・2級の方がいて、世帯全員が市民税非課税▶要介護4・要介護5の方がいて、世帯全員が市民税非課税▶市長が特別な理由があると認めた

*大正5年4月1日以前に生まれた方が対象の制度で「高齢基礎年金」とは異なります。

| 臨時窓口の開設日時 | |
|-----------|-----------|
| 10月9日(火) | 午前9時～午後5時 |
| 10日(水) | 午前9時～午後8時 |
| 11日(木) | 午前9時～午後5時 |
| 12日(金) | 午前9時～午後8時 |
| 13日(土) | 午前9時～午後4時 |
| 14日(日) | 午前9時～午後4時 |